

◆《平成30年度九州ビル経営セミナー》開催のご案内 ◆

主催：一般財団法人日本ビルディング経営センター／九州ビルディング協会

テーマ

民法改正によるビル賃貸借への影響

民法改正法案が平成29年5月26日に成立し、平成32年4月に施行されます。この改正法は、社会経済情勢の変化に鑑み、消滅時効の期間の統一化等の時効に関する規定の整備、法定利率を変動させる規定の新設、保証人の保護を図るための保証債務に関する規定の整備、定型約款に関する規定の新設等を図ったものであり、契約に関する従来のルールが大きく変わります。ビル賃貸借契約も例外ではなく、敷金・保証金や原状回復に関する規定が明記され、保証人に関するルールが大きく変わる等、ビル賃貸借の実務への影響も大きく、今後、業界を挙げて改正法への対応に取り組むことが必要となります。

来るべき民法改正法の施行に備え、やっておくべき対策とは何か。本セミナーでは、テーマを「民法改正によるビル賃貸借への影響」に絞り、「何が変わるのか」、「どう対応すべきなのか」を明らかにし、ビル関係者に最新の情報を提供致します。

日 時：平成30年8月24日（金） 15：00～17：00

場 所：電気ビル共創館 3階 Aカンファレンス

（福岡市中央区渡辺通2-1-82 電話 0120-222-084）

講 師：赤坂シティ法律事務所 弁護士 町田 裕紀 氏

定 員：120名（先着順）

申込締切日：平成30年8月20日（月）

* 定員になり次第締め切らせていただきます。

* お申込みは、添付の申込書により当協会事務局宛にFAXでお願い致します。

参加費：無料

九州ビルディング協会 御中

平成30年度「前期研修セミナー」受講申込書

会社名
(会員外)

電話番号

FAX番号

申込担当者氏名

受 講 者	氏 名	
	1	
	2	
	3	
	4	
	5	

※ 受講申込み締切日 平成30年8月20日(月)

お問い合わせ・ご連絡先	
九州ビルディング協会	
事務局	担当：小柳・吉田
電話&FAX	092 - 741 - 0581